

保存期間10年

通達乙県セ第62号

平成31年2月19日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察相談取扱要綱の運用について

茨城県警察相談取扱要綱（平成29年3月7日付け通達甲県セ第11号別添。以下「要綱」という。）の運用については、茨城県警察相談取扱要綱の運用について（平成29年3月17日付け通達乙県セ第157号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、このたび、その運用について一部を改め、平成31年4月15日からは、下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

おって、旧通達は、平成31年4月14日限り、廃止する。

記

1 相談の定義（要綱第2の3関係）

(1) 要綱でいう相談には、具体的には次に掲げるものが含まれる。

ア 人身安全関連相談

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等、人の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあり、緊急の対応を要する事案に関する相談

イ 事件・事故相談

事件（未遂を含む。以下同じ。）・事故の申告又は認知があったが事件・事故としての受理に至っていないものに係る相談、事件・事故の疑いがあるものに係る相談並びに事件・事故として受理されたものに係る要望・意見等（いず

れも、いわゆる交通違反を含み、アに該当するものを除く。)

ウ 警察安全相談

犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他住民の安全と平穩に係る相談（ア及びイに該当するものを除く。）

エ 要望及び意見

警察の所掌事務に係る要望及び意見（アからウまでに該当するものを除く。）

オ その他の相談

警察以外の機関において対応することが適当と認められる相談その他アからエまでのいずれにも該当しない相談

(2) 次に掲げるものは、要綱でいう相談に該当せず、要綱で定める相談システムへの登録や点検の対象とならない。

ア 事件・事故の申告で、直ちに事件・事故として受理されたもので、かつ、他に要望・意見等がないもの

イ 監察・苦情に係る申出

ウ 警備情報

エ 暴力団関係情報その他捜査協力者等からの情報の提供

2 受理時の措置（要綱第7の1(2)及び2(2)関係）

「速やかに行うことが困難なとき」とは、相談内容から、直ちに対応を執る必要がある場合や続けて新たな相談を受理しなければならない場合など、相談システムへ登録するいとまがない場合をいう。

3 相談日報による点検等（要綱第7の1(7)、2(6)関係）

(1) 管理部門は相談日報を確認し、相談票が作成されていない等の不備を認めた場合は、その旨を本部主任者又は取扱主任者（以下「取扱主任者等」という。）に報告すること。

(2) (1)の報告を受けた取扱主任者等は、処理担当者に対し、該当する相談の取扱状況等を確認して、早期作成等の必要な指導を行うこと。

4 相談者支援（要綱第9の5(1)関係）

(1) 相談処理の進捗状況の確認、処理方針等に係る相談者からの要望については、確実な組織的管理を必要とすることから、総合窓口において受理することを原則とするが、処理部門に直接、これらの要望があった場合は、処理部門において受

理すること。

- (2) (1)の要望については、継続相談に関するものは継続相談対応票に記載し、最終した相談に関するものは新たな相談として受理すること。ただし、要望が他所属で処理中の相談に関するものである場合は、新たな相談として受理した後、当該他所属に引き継ぐこと。

5 取扱状況の報告（要綱第13の1関係）

(1) 警察署における確認

警察署の管理部門は、警察署において前月に受理した相談の取扱状況が、適正に相談システムに登録されていることを、翌月の初めに点検し、その結果を署長に報告すること。

(2) 警察本部における確認及び報告

警察本部の管理部門は、警察本部内において前月に受理した相談の取扱状況が、適正に相談システムに登録されていることを、翌月の初めに点検し、その結果を本部責任者に報告すること。